

青森県報

第八百八十三号

令和七年
三月三日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が生活習慣病・対策課…………… 一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… 同…………… 一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定…………… 同…………… 一
 - 都市計画の変更……………(都市計画課)…………… 二
 - 右 同……………(同)…………… 二
- 公 告
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課)…………… 二
- 人事委員会
- 人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………(事務局)…………… 三
- 公安委員会
- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課)…………… 三

告

示

青森県告示第百八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	令和 六・三・三

青森県告示第百九号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	令和 七・一・一

青森県告示第百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 科 名	指 定 日
難病指定	酒井 瑞乃	八戸市番町一六 の二	耳鼻咽喉科	七・二・三
難病指定	柳沢 健	上北郡野辺地町 字下中野一八 の八	泌尿器科	令和 七・一・二六
難病指定	ひいらぎ耳 のニツク	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	七・二・三

青森県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、野辺地町建設水道課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十

条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、東北町企画課及び七戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

令和七年三月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和七年七月六日（日）午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和七年九月十四日(日) 午前十一時から
場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

令和七年七月二十七日(日) 午前十時十分から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

令和七年十月十二日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

1 受験申込受付期間及び時間

令和七年四月一日(火) 午前十時から同月十四日(月) 午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター(以下、「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaetc.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申込みすること。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和七年四月七日(月)までにセンター本部に申し出ること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 令和七年八月二十五日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和七年十二月二日(火) (予定)

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 令和七年八月二十五日(月) (予定)

(二) 設計製図の試験 令和七年十二月二日(火) (予定)
四 その他

受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七七―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

人事委員会

人事委員会規則六一―一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六一―一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則六一―一五(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。

第十条中「青森県報に登載するほか、新聞その他適切な広報手段」を「インターネットの利用その他適切な方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（人身安全対策課）</p> <p>第九条の二 人身安全対策課において</p> <p>は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案対策に関すること。</p> <p>二 保護に関すること。</p> <p>三 〔号を削る。〕</p> <p>四 〔号を削る。〕</p> <p>五 〔略〕</p>	<p>（人身安全対策課）</p> <p>第九条の二 人身安全対策課において</p> <p>は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 保護及び行方不明者に関すること。</p> <p>二 児童、高齢者及び障害者の虐待事案対策に関すること。</p> <p>三 ストーカー対策に関すること。</p> <p>四 配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。</p> <p>五 〔同上〕</p>

四 少年サポートセンターの運営に

関すること。

五 十一 〔略〕

（サイバー犯罪対策課）

第十条の四 サイバー犯罪対策課において

は、次の事務をつかさどる。

一 サイバー犯罪対策に係る総合的な企画、調整及び運用に関すること。

二 サイバー犯罪対策に係る人材育成に関すること。

三 サイバー犯罪の防止対策（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

四 サイバー犯罪の捜査（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

五 犯罪捜査における情報通信技術の解析その他技術的な支援に関すること。

（調査官等）

第二十六条 本部長は、特に必要と認められた場合は、課に調査官、指導官、総括副参事、副参事等（以下「調査官等」という。）を、警察署に総括副参事及び副参事を置くことができ

〔号を加える。〕

六 十二 〔同上〕

〔一号ずつ繰り上げる。〕

（サイバー犯罪対策課）

第十条の四 サイバー犯罪対策課において

は、次の事務をつかさどる。

一 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに係る総合的な企画、調整、運用及び人材育成に関すること。

〔号を加える。〕

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪（以下「サイバー犯罪」という。）に係る総合対策に関すること。

三 サイバー犯罪の取締り（他の所掌に属するものを除く。）及び捜査支援に関すること。

〔号を加える。〕

（調査官等）

第二十六条 本部長は、特に必要と認められた場合は、課に調査官、補導官、指導官、総括副参事、副参事等（以下「調査官等」という。）を、警察署に総括副参事及び副参事を置くこ

備考 表中の「」の記載は注記である。	二 [略]	二 [同上]
--------------------	-------	--------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭